

平成30年第4回区議会定例会提出議案

第1 条例

1 目黒区手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の法律が施行されることに伴い、次のとおり改正を行う。

ア 用途規制の適用除外に係る手続の合理化(※)に伴う許可に係る手数料の追加

(例) 用途地域における増築等の許可 1件 87,000円

※ 用途規制の適用除外に係る手続の合理化

既に許可がなされた建築物の増築等について許可を行う場合等に、利害関係者の意見聴取、建築審査会の同意が不要とされた。

イ 建蔽率規制の合理化(※)に伴う許可に係る手数料の追加

1件 36,000円

※ 建蔽率規制の合理化

特定行政庁が、前面道路の境界線から後退した壁面線の指定をした場合等に、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め許可した建築物については建蔽率を緩和できることとされた。

ウ 用途変更に係る全体計画(※)の認定に係る手数料の追加

1件 28,000円

※ 全体計画

既存不適格建築物を複数の工事に分けて建築基準法令の規定に適合させる計画

エ 既存建築物の一時的な用途変更の許可に係る手数料の追加

(例) 興行場等として使用する場合の許可 1件 108,000円

オ 引用する建築基準法の条番号のずれ等に伴う規定の整備を行う。

(2) 施行期日

建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日

(3) 参考

建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)

公布 平成30年6月27日 施行 政令で定める日

2 目黒区立保育所条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

保育所を廃止する。

名称	位置
目黒区立上目黒保育園	東京都目黒区上目黒三丁目39番20号
目黒区立鷹番保育園	東京都目黒区鷹番二丁目16番15号

(2) 施行期日

規則で定める日

## 第2 指定管理者の指定

### 1 目黒区立住区会議室の指定管理者の指定について（24施設）

#### (1) 指定する団体

施設の名称	指定する団体
目黒区立駒場住区会議室	駒場住区住民会議
目黒区立菅刈住区会議室	菅刈住区住民会議
目黒区立東山住区会議室	東山住区住民会議
目黒区立烏森住区会議室	烏森住区住民会議
目黒区立中目黒住区会議室	中目黒住区住民会議
目黒区立田道住区会議室	田道住区住民会議
目黒区立田道住区三田分室住区会議室	
目黒区立下目黒住区会議室	下目黒住区住民会議
目黒区立不動住区会議室	不動住区住民会議
目黒区立油面住区会議室	油面住区住民会議
目黒区立上目黒住区会議室	上目黒住区住民会議
目黒区立五本木住区会議室	五本木住区住民会議
目黒区立鷹番住区会議室	鷹番住区住民会議
目黒区立月光原住区会議室	月光原住区住民会議
目黒区立向原住区会議室	向原住区住民会議
目黒区立原町住区会議室	原町住区住民会議
目黒区立碑住区会議室	碑住区住民会議
目黒区立大岡山東住区会議室	大岡山東住区住民会議
目黒区立大岡山西住区会議室	大岡山西住区住民会議
目黒区立中根住区会議室	中根住区住民会議
目黒区立自由が丘住区会議室	自由が丘住区住民会議
目黒区立自由が丘住区宮前分室住区会議室	
目黒区立八雲住区会議室	八雲住区住民会議
目黒区立東根住区会議室	東根住区住民会議

#### (2) 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

### 2 目黒区中小企業センターの指定管理者の指定について

#### (1) 指定する団体

株式会社コンベンションリンケージ

#### (2) 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

3 目黒区勤労福祉会館の指定管理者の指定について

(1) 指定する団体

株式会社コンベンションリンケージ

(2) 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 目黒区文化ホールの指定管理者の指定について（2施設）

(1) 指定する団体

公益財団法人目黒区芸術文化振興財団

(2) 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

5 目黒区美術館の指定管理者の指定について

(1) 指定する団体

公益財団法人目黒区芸術文化振興財団

(2) 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

6 目黒区立特別養護老人ホームの指定管理者の指定について（3施設）

(1) 指定する団体

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団

(2) 指定の期間

平成31年4月1日から平成41年3月31日まで

7 目黒区高齢者センターの指定管理者の指定について

(1) 指定する団体

社会福祉法人奉優会

(2) 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

8 目黒区立在宅ケア多機能センターの指定管理者の指定について（2施設）

(1) 指定する団体

施設の名称	指定する団体
目黒区立東山在宅ケア多機能センター	社会福祉法人目黒区社会福祉事業団
目黒区立東が丘在宅ケア多機能センター	

(2) 指定の期間

平成31年4月1日から平成41年3月31日まで

9 目黒区立知的障害者グループホームの指定管理者の指定について

(1) 指定する団体

社会福祉法人いたるセンター

(2) 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

10 目黒区心身障害者センターの指定管理者の指定について

(1) 指定する団体

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団

(2) 指定の期間

平成31年4月1日から平成41年3月31日まで

11 目黒区立福祉工房の指定管理者の指定について（2施設）

(1) 指定する団体

施設の名称	指定する団体
目黒区立大橋えのき園	社会福祉法人目黒区社会福祉事業団
目黒区立かみよん工房	

(2) 指定の期間

平成31年4月1日から平成41年3月31日まで

12 目黒区三田地区駐車場の指定管理者の指定について

(1) 指定する団体

株式会社日進産業

(2) 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

13 目黒区立自転車等駐車場の指定管理者の指定について（18施設）

(1) 指定する団体

日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社

(2) 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

14 目黒区立公園の指定管理者の指定について（3施設）

(1) 指定する団体

施設の名称	指定する団体
目黒区立駒場公園	公益社団法人目黒区シルバー人材センター
目黒区立碑文谷公園	公益財団法人ハーモニィセンター
目黒区立駒場野公園	公益社団法人目黒区シルバー人材センター

(2) 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

15 目黒区営住宅の指定管理者の指定について（15施設）

(1) 指定する団体

株式会社東急コミュニティー

(2) 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

16 目黒区立区民住宅の指定管理者の指定について（6施設）

- (1) 指定する団体  
株式会社東急コミュニティー
  - (2) 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 17 目黒区三田地区整備事業住宅の指定管理者の指定について
- (1) 指定する団体  
株式会社東急コミュニティー
  - (2) 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 18 目黒区従前居住者用住宅の指定管理者の指定について
- (1) 指定する団体  
株式会社東急コミュニティー
  - (2) 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 19 目黒区エコプラザの指定管理者の指定について
- (1) 指定する団体  
エコライフめぐろ推進協会
  - (2) 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 20 目黒区母子生活支援施設の指定管理者の指定について
- (1) 指定する団体  
社会福祉法人目黒区社会福祉事業団
  - (2) 指定の期間  
平成31年4月1日から平成41年3月31日まで

### 第3 特別区道路線の認定

- 1 特別区道路線の認定について
- (1) 地番 目黒区下目黒四丁目632番3ほか
  - (2) 延長 125.61m
  - (3) 幅員 4.01m～4.46m
  - (4) 面積 557.12㎡

### 第4 遺贈の放棄

1 遺贈の放棄について

下記(1)から(3)までの遺贈の対象となる財産について、遺言者の遺志に応じて使用することが困難であるため、遺贈を放棄する。

(1) 土地

- ア 東京都目黒区自由が丘三丁目158番5  
602.03平方メートル
- イ 東京都目黒区自由が丘三丁目160番1  
1,630.81平方メートル
- ウ 東京都目黒区自由が丘三丁目161番  
1,371.90平方メートル

(2) 建物

- ア 東京都目黒区自由が丘三丁目160番地1  
延122.69平方メートル
- イ 東京都目黒区自由が丘三丁目160番地  
延115.69平方メートル
- ウ 東京都目黒区自由が丘三丁目161番地  
延264.45平方メートル
- エ 上記の土地上に存在する未登記の建物

(3) 動産

上記の土地上及び建物内に存在する動産

## 第5 協議

### 1 臨海部広域斎場組合理約の変更に関する協議について

増築する火葬場整備に必要な経費及び施設整備基金積立金の負担割合を定める等、組織区の負担方法について整理するため、他の構成4区と臨海部広域斎場組合理約の変更に関する協議を行う。

担当 総務部総務課文書係  
電話 03-5722-9206